

改正バリアフリー法の概要と バリアフリーマップについて

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(改正後)の概要

※改正法は平成30年5月25日公布、平成30年11月1日施行(一部の規定は平成31年4月1日施行)

※赤字は法改正を受けた規定

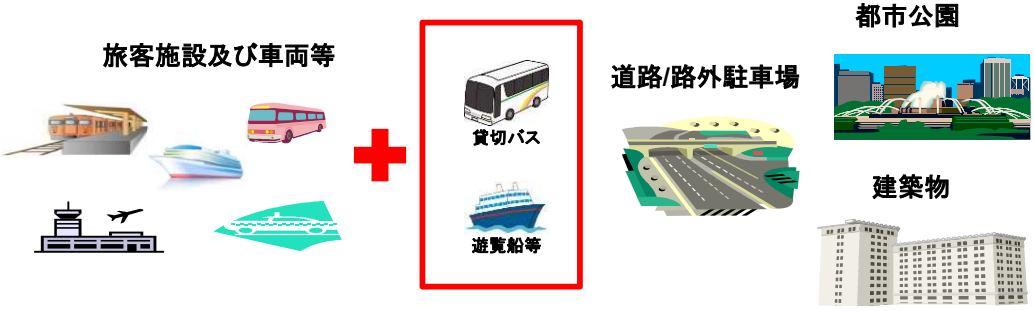
1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ・ 移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- ・ 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進

- 貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加
- 各施設設置管理者について情報提供の努力義務



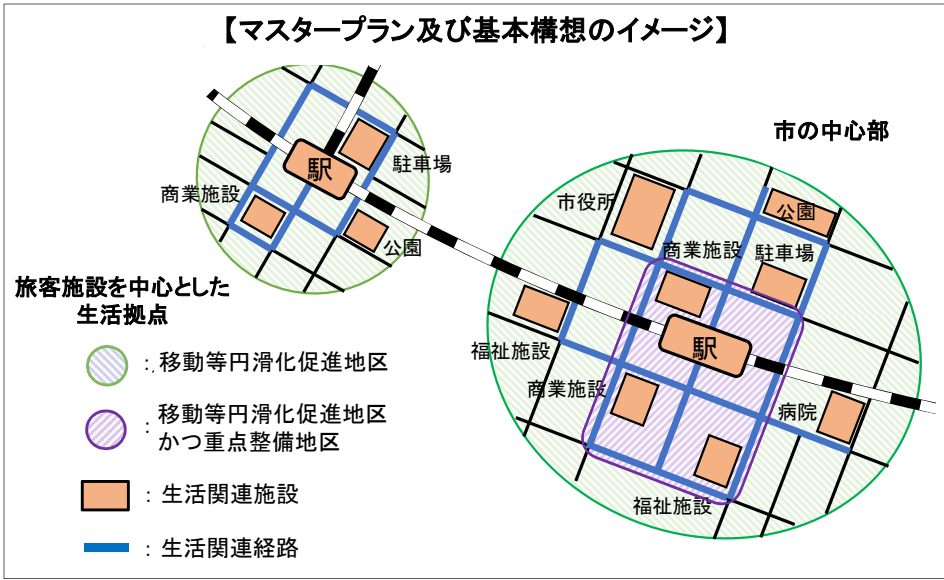
○公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、待遇・研修のあり方を含むソフト対策として、事業者が取り組むべき内容(「判断の基準」)を国交大臣が新たに作成
- 事業者が、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設 ※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制 等

3. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・ 市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

- 市町村が移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を定める制度を創設
- 基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化



- 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路・バリアフリー整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設

4. 心のバリアフリーの推進、当事者による評価 等

- ・ バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等(「心のバリアフリー」)の重要なポイントとして、
国及び国民の責務に高齢者、障害者等に対する支援を明記)

- 国が、高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価する努力義務

■移動等円滑化促進方針制度

■基本構想制度

※赤枠内・赤文字:改正事項

協議会等を用いた移動等円滑化促進方針作成に係る協議【§24の4】

市町村による移動等円滑化促進方針の作成(努力義務)【§24の2】
(移動等円滑化促進地区の指定)

- 市町村全体の方針を示す場合を想定(地区単位での作成も可)、バリアフリー化の方向性を示す(具体事業を位置づけることは不要)
- 生活関連施設を取り巻く徒歩圏等である地区を対象
- まちづくり(都市マス・公共交通網)との連携確保【§24の2⑤】
- 都道府県による支援【§24の2⑨】
- 下記の取組を実施

○交通結節点における施設間連携を誘導【§24の6】

旅客施設等の新設等に係る事前届出(義務)

市町村による要請等

○市町村によるバリアフリーマップの作成促進

【§24の2④、§24の7、§24の8】

市町村による移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供
(任意記載事項)

市町村の求めに応じた施設設置管理者による情報提供
(義務又は努力義務)

<移動等円滑化促進方針のイメージ>

市町村全体のバリアフリー化の方針を示し、利害関係者に当該方針を共有し、バリアフリー化の具体的な整備の機運を高める。

<A地区>
バスターミナルと駅の連携強化

<B地区>
ショッピングモールを中心としてBF化

<C地区>
バリアフリーマップを作成して情報提供

協議会等を用いた基本構想作成に係る協議【§26】

市町村による基本構想の作成(努力義務)【§25】
(重点整備地区の指定)

- 地区単位での作成を想定、バリアフリー化の具体事業を示す(具体事業を位置づけることが必要)
- 生活関連施設を取り巻く徒歩圏等である地区を対象
- まちづくり(都市マス・公共交通網)との連携確保
- 都道府県による支援
- 下記の取組を実施

○既存施設を含めた各施設のバリアフリー化の実施【§28～§38】

個別計画作成・特定事業実施(義務)

- 旅客施設、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、交通安全施設のバリアフリー化

市町村による実施要請、大臣等による実施勧告等

※上記の他、移動等円滑化促進方針制度と同様に市町村によるバリアフリーマップ作成促進のための規定を設けることとする。

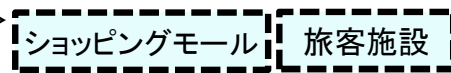
<基本構想のイメージ>

○(移) 移動等円滑化促進地区 ○(重) 重点整備地区

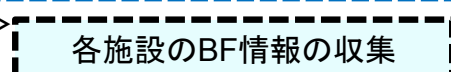
<A地区基本構想>
作成済



<B地区基本構想>
作成予定



<C地区基本構想>
作成予定なし



移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

- 市町村がバリアフリー基本構想を新規に作成しようとする場合や、既に作成済みの基本構想を見直す場合に活用できる「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を平成20年に作成(平成28年改訂)。
- 平成30年11月一部施行の改正バリアフリー法において創設された移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を市町村が作成しようとする場合に活用できる「移動等円滑化促進方針作成に関するマニュアル」を同年10月に作成。
- 今般、両者を1つに統合するとともに、内容の見直し及び拡充を図り、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」として新たに作成※。

※ガイドラインの作成にあたり、学識経験者、障害当事者等で構成した検討会を3回実施。(委員長:高橋教授(東洋大))

ガイドラインの主なポイント

- **市町村がマスタープランを新規に作成する場合に参考となる作成手順の流れや各段階におけるポイントを追加**
改正バリアフリー法に新たに規定された移動等円滑化促進方針制度の概要及び作成による効果等を掲載
- **市町村がマスタープランや基本構想の評価・見直しを行う際のポイントや好事例を追加**
アンケート調査結果や基本構想に位置づけた事業の進捗状況を踏まえて、記載内容を見直した事例等を追加

- **都道府県が効率的・効果的な関与を行う際に参考となる市町村の意見や事例を追加**
基本構想の作成経費に対する補助の取組や基本構想作成に関するセミナー開催の取組等を掲載
- **施設間で連携し、一体的にバリアフリー化を行った事例を追加**
行政と鉄道事業者の連携による駅前・公園・バスターミナルの歩道における勾配の改善等の取組事例を掲載

目次

I. 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容

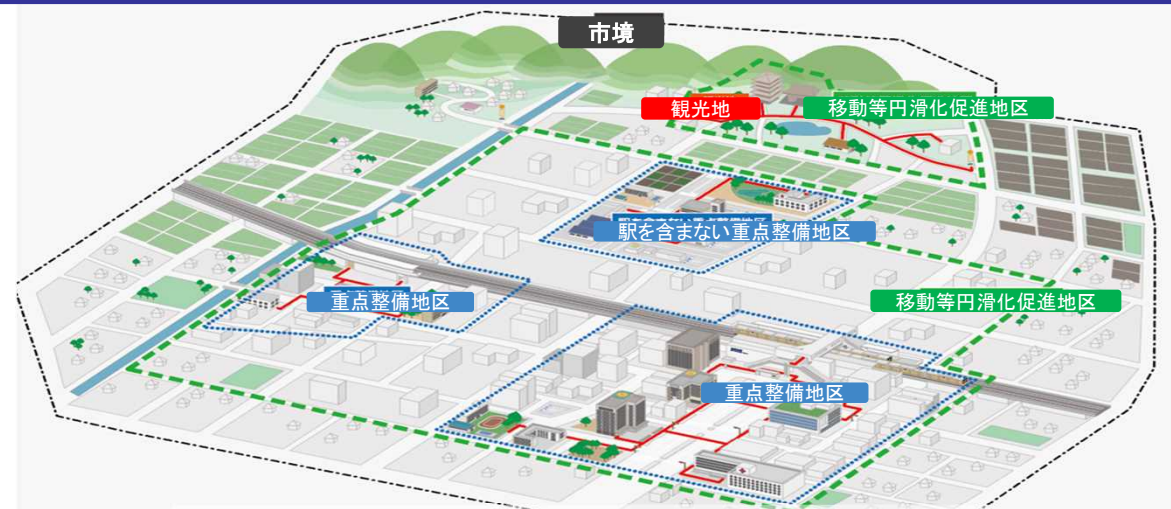
- 第1章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想とは
- 第2章 ガイドラインの概要
- 第3章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成にあたって

II. 移動等円滑化促進方針の作成

- 第4章 移動等円滑化促進方針の作成
- 第5章 移動等円滑化促進方針の評価・見直し

III. バリアフリー基本構想の作成

- 第6章 バリアフリー基本構想の作成
- 第7章 バリアフリー基本構想の評価・見直し
- 第8章 特定事業計画の作成



<マスタープラン・基本構想のイメージ図>

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)作成のメリット

○ 事業に関する調整の容易化

- 市町村が目指すバリアフリー化の方向性を示すことにより、複数の関係者間で認識が共有され、**事業者による事業化に向けた準備期間を設ける**ことができる。
- 後述の届出制度を通じて事業者との調整が可能となるなど、**段階的な施設のバリアフリー整備が可能**となる。

○ バリアフリーマップ作成の円滑化

- マスタープランにバリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等から、バリアフリー化の状況等を報告させることができ、**円滑な情報収集が可能**となる。

対象施設 以下の施設の管理者等に求めることができる

義務：旅客施設、特定道路
努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容 エレベーターの有無、障害者用のトイレや駐車施設の有無・数 等

バリアフリーマップの作成例(高槻市)

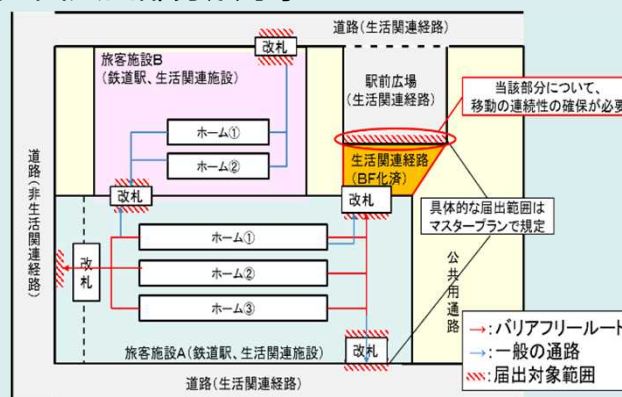


○ 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

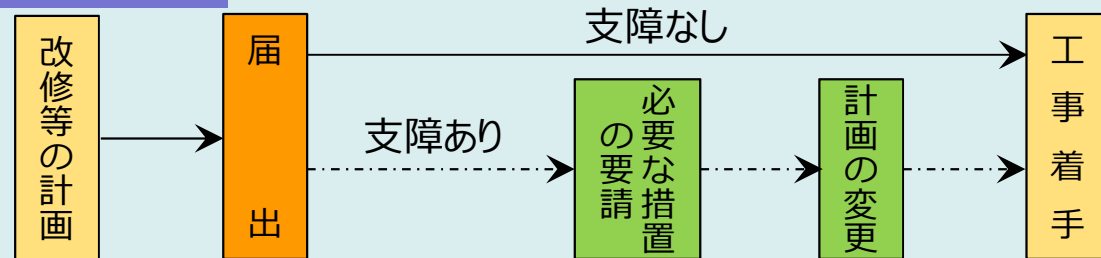
- 旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、**事前に改修工事の内容等を市町村に届け出**てもらえることが可能となり、連続したバリアフリー化が確保されるよう改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、**施設間の連携を図る**ことができる。

届出対象範囲 以下の施設間の出入口部分が対象

- 生活関連施設である旅客施設：
 - 他の生活関連旅客施設
 - 生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設
- 生活関連経路である道路：
 - 生活関連旅客施設
 - 市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設



届出の流れ 工事着手の30日前まで



○ 道路のバリアフリー化事業に対する交付金の重点配分

- 防災・安全交付金における道路事業について、**鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化**を図る場合、マスタープランに位置づけられた地区は、**重点配分の対象**となる。

バリアフリー基本構想作成のメリット

○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

- ・ 特定事業を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー整備の義務化の対象となり、バリアフリー化を推進することが可能となる。

○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）の活用

- ・ 基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象となる。（充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ））

対象事業

（総務省作成資料より）

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業やその他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

<バリアフリー改修の例>

- …車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

<その他のユニバーサルデザイン改修の例>

- …授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円（1台）



多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

- ・ 旅客施設におけるバリアフリー整備を公共交通特定事業に位置づけ、国庫補助金の交付対象となる場合に限り、当該事業に助成を行う場合に、地方財政法第5条の規定によらず、地方債の対象経費とすることができる。

○ バリアフリーマップ作成の円滑化

- ・ 基本構想にバリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、円滑な情報収集が可能となる。

対象施設

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無、障害者用のトイレや
駐車施設の有無・数 等

○ 道路及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分

- ・ 防災・安全交付金における道路事業について、鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を図る場合、基本構想に位置づけられた地区は、重点配分の対象となる。
- ・ 鉄道駅のバリアフリー化の整備に関する補助制度について、基本構想に位置づけられた鉄道駅の事業は、補助金の重点配分の対象となる。

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の作成促進

～地域公共交通調査等事業 (地域公共交通バリアフリー化調査事業)～

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、**移動等円滑化促進方針の策定**に要する調査経費を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業

- 補助対象者: バリアフリー法第24条の4第1項に規定する協議会の構成員である市町村
- 補助対象経費: 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に必要な調査経費

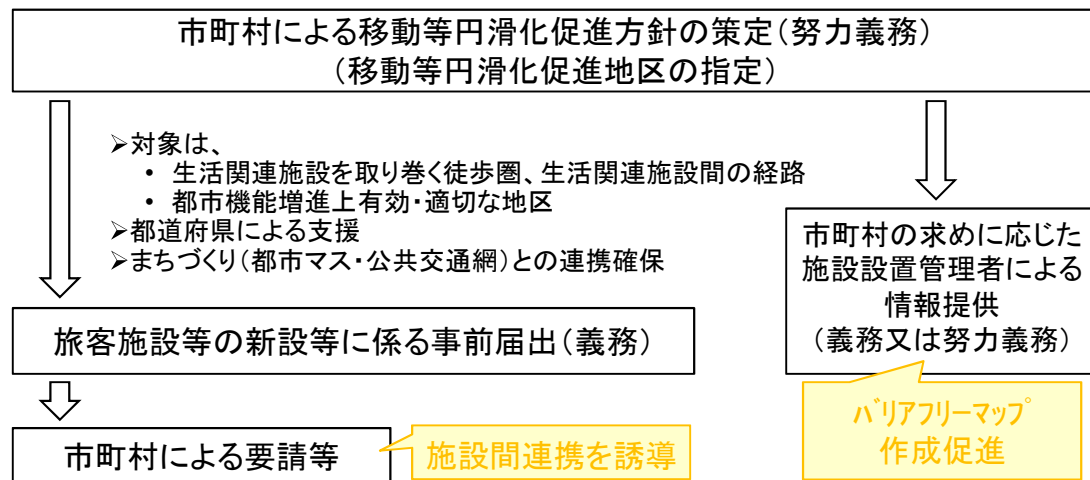
- | | | |
|---|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・協議会開催等の事務費 ・住民・利用者アンケートの実施費用 ・短期間の実証調査のための費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域のデータの収集・分析の費用 ・専門家の招聘費用 | } 等 |
|---|---|-----|

- 補助率: 1/2(上限500万円)

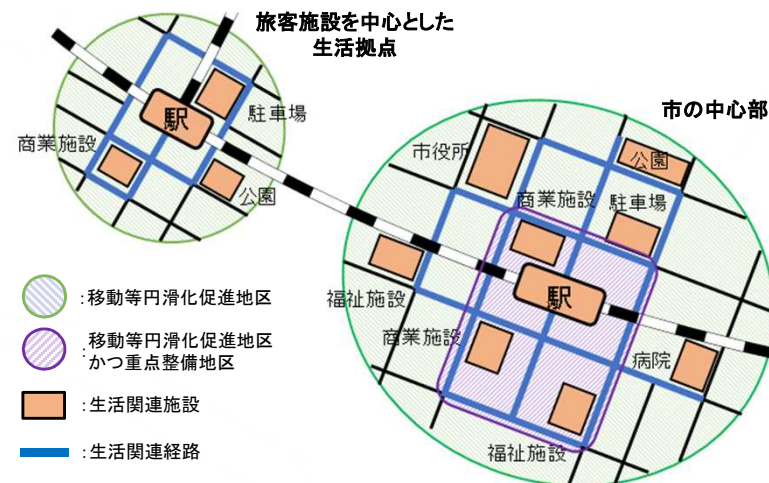
〈令和元年度交付決定市町村〉

- ・北海道長万部町
- ・東京都新宿区
- ・新潟県糸魚川市
- ・富山県射水市
- ・三重県伊勢市
- ・大阪府池田市
- ・兵庫県明石市
- ・山口県宇部市
- ・福岡県飯塚市
- ・長崎県長崎市

〈〈移動等円滑化促進方針制度の概要〉〉



移動等円滑化促進方針及び基本構想のイメージ



〈〈参考資料〉〉

- ・『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
- ・『交付要綱・実施要領』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

バリアフリー情報提供の意義

- 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化は着実に進んできたところではあるが、高齢者、障害者等が安心して外出するためには、どの施設がバリアフリー化されているかの情報を明らかにする必要がある。
- このため、高齢者、障害者等へのバリアフリー情報の提供の促進が必要。

道路管理者等による情報提供に係る努力義務

全国において、どこにバリアフリー化された施設があるか明らかにするため、バリアフリー基準への適合義務が課されている施設について、情報提供の努力義務を設ける。

<概要>

○対象施設

- ・新設等された
特定道路、特定路外駐車場(500㎡以上)、
特定公園施設、特別特定建築物(2000㎡以上)※
- ※条例により対象に付加されたものも含む

○情報提供の内容

- ・バリアフリー基準へ適合している旨
- ・障害者用トイレ、車椅子用駐車施設の有無

○情報提供の方法

- ホームページ等にて行うとともに、必要に応じて、施設外からも見やすく表示する

【参考】

公共交通事業者等は、現行法上情報提供の努力義務が課されており、現にバリアフリー情報の提供が行われている(路線案内、施設等)。

市町村によるバリアフリーマップの作成・提供

高齢者、障害者等のまちなかにおける回遊性の向上のためには、バリアフリーマップが有用である。

このため、市町村がバリアフリーマップを作成する場合に、円滑に情報の収集ができるよう、施設設置管理者の市町村の求めに応じた必要なバリアフリー情報の通知義務等を創設する。

<概要>

○対象施設

- ・義務:旅客施設、特定道路
- ・努力義務:特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

○情報提供の内容

- ・エレベーターの有無
- ・障害者用トイレ、駐車施設の有無や数 等

○市町村のバリアフリーマップの例

